

「宗門人別改帳」を利用した

「石造物造立者(願主)」特定の試み

秦野 秀明

はじめに

慶応義塾大学所蔵の正徳四年(一七一四)五月「柿木領四条村百姓宗旨御改帳」(飯嶋家文書)^①を利用して、越谷市東町二二七九の旧妙音院墓地の「元禄十六年(一七〇三)青面金剛像庚申塔」^②及び「宝永七年(一七一〇)六十六部廻国塔」^③に刻まれた造立者(願主)を特定する試みを行う。

一 正徳四年(一七一四)五月「柿木領四条村百姓宗旨御改帳」

「史料一」

正徳四年五月「柿木領四条村百姓宗旨御改帳」

(表紙)

「正徳四年年

柿木領四条村百姓宗旨御改帳

五月日 名主久兵衛」

一当所代々

真言宗当所妙音院

同宗同寺

久兵衛

女房

年三十五

年廿三

谷古田領草加町五郎左衛門妹三年前二置申候

〔中略〕

久兵衛水呑

一当所代々

真言宗当所妙音院

同宗同寺

七兵衛

女房

年四十七

年廿九

祖父主計同宗二郷半領吉川村延命寺四拾年以前二相果

申候、

父 伝左衛門同宗当所妙音院去年相果申候、

母 右同宗同寺 年六十八

子老人先腹男子 長太郎 年十六父同宗同寺

〔中略〕

一当所新参

真言宗当所妙音院

御領分東方村方廿六年以前二当所へ罷越申候、

祖父忠左衛門同宗八条領青柳村三蔵院廿一年以前二相

果申候、

父 五右衛門右同宗同寺十七年以前二相果申候、

母 右同宗同寺十九年以前二相果申候、

先腹

子五人

惣領

吉三郎

女房

年三十一

年廿一

父同宗同寺

父同宗同寺

松伏領赤岩村市郎左衛門娘五年以前二取申候、

同 二男 清五郎 年廿三 父同宗同寺

当腹 三男 伝之助 年十五 父同宗同寺

同 四男 七之助 年十二 父同宗同寺

孫女子 老人父 吉三郎 たつ 年三つ 同宗同寺

〔中略〕

一当所代 真言宗当所妙音院 利三郎 年三十七

同宗同寺 女房 年三十五

御領分 柿木村 甚右衛門 娘十二年以前二置申候、

祖父 八右衛門 同宗同寺 九年以前二相果申候、

父 利兵衛 同宗同寺 年六十七

母 同宗同寺 年六十二

子三人 男子 門之助 年三つ 父同宗同寺

女子 つや 年九つ 父同宗同寺

同 こま 年六つ 父同宗同寺

第二人 孫四郎 年三十二 同宗同寺

女房 年十八 同宗同寺

当村 五左衛門 娘去年二取申候、

同 六之助 年十九 同宗同寺

伯父 老人庄三郎 年四十六 同宗同寺

〔中略〕

一当所代 真言宗当所妙音院 次兵衛 年三十九

同宗同寺 女房 年三十五

新方領 増森村 忠兵衛 娘拾八年以前二置申候、

祖父 次右衛門 同宗同寺 三十七年以前二相果申候、

父 三左衛門 同宗同寺 四年以前二相果申候、

母 同宗同寺 二年以前二相果申候、

子四人 惣領 岩之助 年十五 父同宗同寺

二男 松之助 年七つ 父同宗同寺

女子 あき 年十一 父同宗同寺

同 まん 年二つ 父同宗同寺

弟式人 八三郎 年三十五 同宗同寺

女房 年廿三 同宗同寺

二郷半領 高富村 八郎兵衛 娘四年以前取申候、

清八郎 年三十 同宗同寺

〔中略〕

一当所代 真言宗当所妙音院 太郎右衛門 年五拾壹

同宗同寺 女房 年四十五

二郷半領 保村 新田 加兵衛 娘廿八年以前二置申候、

祖父 佐右衛門 同宗同寺 四十二年以前二相果申候、

父 権左衛門 同宗同寺 十四年以前二相果申候、

母 同宗同寺 年七十一

子三人 惣領 平三郎 年廿一 父同宗同寺

女房 年十六 同宗同寺

御領分南百村徳左衛門娘去年取申候、

二男 丑之助 年十八 父同宗同寺

三男 辰之助 年十五 父同宗同寺

弟老人 **五郎三郎** **年三十五** 同宗同寺

女房 年廿二 同宗同寺

御領分東方村与左衛門娘五年以前取申候、

〔後略〕⁽¹⁾

二 元禄十六年(一七〇三)「青面金剛像庚申塔」

「金石資料一」

青面金剛像庚申塔(『越谷市金石資料宗集』庚申三四番)

所在地 四条・妙音院墓地(四条本田の集会所)

石塔型式 駒型(東向き・高さは中)

年号 元禄十六年(一七〇三)

〔正面〕

元禄十六年^{癸未} 孫七郎

□(官カ)兵衛

吉三郎

(日月)(青面金剛像)

八三郎

七兵衛

孫四郎

五郎三郎⁽²⁾

九月吉日

三 宝永七年(一七一〇)「六十六部廻国塔」

「金石資料二」

六十六部廻国塔(『越谷市金石資料宗集』六十六部一番)

所在地 四条・妙音院墓地(四条本田の集会所)

石塔型式 笠付角型(東向き・高さは中)

年号 宝永七年(一七一〇)

〔左側面〕

(梵字ア) 天下泰平国土安穩萬民豊樂

〔正面〕

武州崎玉郡八条領四条村

宝永七^{庚寅}年

願主

A

孫四郎⁽⁵⁾

B

清八郎⁽⁶⁾

奉納大乘妙典 成就
六十六部 成
日本廻国善願⁽⁴⁾ 攸

敬白

十月吉祥日

〔右側面〕

(梵字アン) 為三界萬靈有無兩縁也

〔裏側面〕

(梵字アク) 願以此功德普及於一切

我等與衆生皆共成佛道⁽³⁾

四 「宗門人別改帳」を利用した「石造物造立者(願主)」の特定

以上、「史料一」の正徳四年(一七一四)五月「柿木領四条村百姓宗旨御改帳」の記載と、「史料一」の成立から十一年前に遡る「金石資料一」の元禄十六年(一七〇三)「青面金剛像庚申塔」の刻字を照合した結果、「金石資料一」の造立者(願主)七名のうち、

- 一、当所(四条村)新参 五左衛門の「子」で且つ「惣領」である**吉三郎**
(数え年三十一)
(十一年前の石造物造立(願主)時は、数え年二十)
- 二、当所(四条村)代々、次兵衛の「弟」である**八三郎**
(数え年三十五)
(十一年前の石造物造立(願主)時は、数え年二十四)
- 三、当所(四条村)代々、久兵衛の「水呑」である当所(四条村)代々、**七兵衛**
(数え年四十七)
(十一年前の石造物造立(願主)時は、数え年三十六)
- 四、当所(四条村)代々、利三郎の「弟」である**孫四郎**
(数え年三十二)
(十一年前の石造物造立(願主)時は、数え年二十一)
- 五、当所(四条村)代々、太郎右衛門の弟である**五郎三郎**
(数え年三十五)
(十一年前の石造物造立(願主)時は、数え年二十四)

の「五名」の造立者(願主)の素性が判明した。さらに、

- 四、当所(四条村)代々、利三郎の弟である**孫四郎**
(数え年三十二)
(石造物造立(願主)時は、数え年二十一)

に対して、「史料一」の記載と、「史料一」の成立から四年前に遡る「金石資料二」の宝永七年(一七二〇)「六十六部廻国塔」の刻字を照合した結果、「金石資料二」の造立者(願主)二名のうちの一人である**A孫四郎**(石造物造立(願主)時は、数え年二十八)と、同一人物である可能性が非常に高いことが判明した。

同様に、「史料一」の記載と、「金石資料二」の刻字を照合した結果、「金石資料二」の造立者(願主)二名のうちの一人である**B清八郎**(石造物造立(願主)時は、数え年二十七)は、「史料一」の当所(四条村)代々、次兵衛の第二人のうちの一人名である**清八郎**(「宗門人別改帳」記載時は、数え年三十一)は、同一人物である可能性が非常に高いことが判明した。同時に、同様の照合をした結果、

- 二、当所(四条村)代々、次兵衛の「弟」である**八三郎**
(数え年三十五)
(石造物造立(願主)時は、数え年二十四)

の苗字(名字)が、**B**である可能性が非常に高いことが判明した。

むしろにかえて

越谷市内には、「史料一」の正徳四年（一七一四）五月「柿木領
 四条村百姓宗旨御改帳」以外に、管見の限りでは、天保五年（一
 八三四）三月「七左衛門村宗門人別改帳」（旧七左衛門村井出家
 蔵）⁽⁷⁾が現存する。今回の試みのような「宗門人別改帳」を利用
 した方法や、その他数多に現存する「史料」、「金石資料」等
 を利用して、越谷市内の「石造物造立者（願主）」の特定及び素
 性を判明させることは、石造物研究の新たな段階として、我々、
 郷土研究に携わる者の責務及び将来への課題として共有して頂
 けたら幸いである。

最後になるが、今回のこの試みには、加藤幸一氏の調査、研
 究に負うところが多かった。この場を借りて謝辞を述べたい。

註

- (1) 『越谷市史 第三卷 史料一』、越谷市役所、一九七三、
 二七六〜二八六頁。
 - (2) 加藤幸一「平成十七年度 旧南百・四条・別府・千足村の
 石仏」（越谷市立図書館蔵）、二〇〇五、一〇頁。
 - (3) 前掲書註(2)、八頁。
 - (4) 前掲書註(3)（梵字ア）の下部に、「縦」に「連続」して、
 奉納大乘妙典六十六部日本廻国善願 成 就
 攸
- と、刻まれている。
- (5) 前掲書註(3)、「個人情報」に繋がるため、「A」とした。
 - (6) 前掲書註(3)、「個人情報」に繋がるため、「B」とした。
 - (7) 前掲書註(1)、二九五〜三二〇頁。

A 八右衛門 — A 利兵衛 — A 利三郎

— A 孫四郎

B 次右衛門 — B 三左衛門 — B 次兵衛

— B 八三郎

— B 清八郎